

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長	}	殿
民生主管部（局）長		
障害保健福祉主管部（局）長		
介護保険主管部（局）長		
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長		
民生主管部（局）長		
障害保健福祉主管部（局）長		
介護保険主管部（局）長		

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長

マイナンバーカードの更なる申請促進に向けた福祉施設・支援団体への
出張申請受付等の積極的な実施について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

現行の健康保険証については、令和 6 年 12 月 2 日から新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされております。

マイナ保険証は、医療の質の向上につながるものであり、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となること、限度額適用認定証等を事前に申請しない場合においても、高額療養費制度における支払が免除されるなどのメリ

ットがあり、こうしたメリットは特に医療機関を受診する機会の多い高齢者等にとって、より大きいものと考えられます。加えて、高齢者施設等の福祉施設を利用する方においては、例えば薬剤情報を思い出せない場合やお薬手帳を紛失した場合等でも、これまでの診療・投薬履歴を正確に医療機関等に伝達することなどができるようになるほか、福祉施設・支援団体等のスタッフにおいても、施設利用者がマイナ保険証を取得することにより、従来、新たな健康保険証が発行されるたびに必要であった健康保険証の更新に係る管理負担を軽減するなどのメリットが期待されます。

政府としては、国民の皆様へこうしたマイナ保険証のメリットを享受して貰えるよう、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、これまでも、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」（令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長総行マ第105号、令和5年12月12日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長総行マ第145号。以下「マニュアル」という。）、「顔認証マイナンバーカードの導入について」（令和5年10月31日付け総務省自治行政局マイナンバー制度支援室事務連絡）等において周知するとともに、積極的な対応を依頼してきたところです。

特に高齢者施設等の福祉施設を利用する方のマイナンバーカードの取得率の向上に関して、出張申請受付は、施設利用者が役所に出向くことなくカードの受取りができ、福祉施設・支援団体等の負担も少なく、大変有効な対応であると考えられます。また、福祉施設・支援団体等が行う申請サポート・代理交付によるマイナンバーカードの受取りについても、カードの取得に支援が必要な方にとっては申請手段の増加や、受取りのための負担軽減となり、市区町村にとっても事務負担の軽減につながると考えられることから、これらの取組については、本年12月からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に際して、一層の推進が必要であると考えております。

については、今般、福祉施設等における出張申請受付等の実施にあたり、先行して積極的に実施している市区町村や福祉施設・団体からの声等を踏まえ、有効と考えられる対応等についてとりまとめましたので、貴職におかれては、あらためて福祉施設等へ出張申請受付等の積極的な実施について、域内の市区町村（指定都市を除く。）及び福祉施設等の関係団体に対して、周知及び助言をお願いします。

記

- 1 福祉施設等において、出張申請受付や申請サポート等のマイナンバーカードの取得支援及びカードの管理を行う上で考えられる主な課題と有効と考えられる対応について

- (1) 福祉施設等における出張申請受付・申請サポート等の先行事例

福祉施設等における出張申請受付や申請サポート等については、マニュアルにて一元的にとりまとめているところですが、これまで福祉施設等における出張申請受付・申請サポート等を実施していない市区町村や福祉施設・支援団体において、こ

これらの取組を行う上でノウハウ面での不安があるとの声を踏まえ、今後の検討の参考となるよう、福祉施設等における出張申請受付・申請サポート等を実施した先行事例を別添のとおり、とりまとめました。

先行事例においては、市区町村が福祉施設等における出張申請受付等の希望を募るにあたり、施設等に対して独自に希望調査や訪問、電話等を行ったものや、福祉担当課や他市町村、都道府県、行政書士会等との連携を図って、積極的に出張申請受付等に関する周知や働きかけに取り組む事例（事例⑤～⑬）も見られるところです。

市区町村におかれては、域内の福祉施設・支援団体等に対してもこれらの事例を共有の上、施設・支援団体等に対して、出張申請受付の希望や申請サポートの実施の検討を依頼する等の取組を積極的に推進いただくようお願いいたします。

（２）福祉施設等における顔認証マイナンバーカードによる管理等

福祉施設等において、暗証番号の設定や管理に不安があるとの声を踏まえ、施設利用者や施設スタッフの方々が安心してカードを取得し、利用できるよう、顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）を導入しております。

先行事例においては、福祉施設・施設団体等から施設利用者の親族等へ顔認証マイナンバーカードのメリットについて積極的に周知を行った結果、申請促進に繋がった事例（事例①・②・⑧）も見られており、出張申請受付・申請サポート等の実施にあたっては、ご参考いただきますようお願いいたします。

（３）適切な規格の写真が撮影できない場合への対応（出張申請受付を通じた顔写真特例審査の積極的な活用）

マイナンバーカードの交付申請時に添付する交付申請者の写真については、「無帽、正面、無背景」が原則となっておりますが、障害のある方又は寝たきりの方等において、医療上の理由などのやむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合には、所定の対応（①交付申請書の氏名欄に理由を記載して送付、②マイナンバー総合フリーダイヤルに電話し理由と申請書IDを伝達、③市区町村から地方公共団体情報システム機構のヘルプデスクへ連絡し、理由と申請書IDを伝達）を行うことにより使用可能としており、福祉施設等の利用者のカードの申請に際しても、そのニーズは大きいものと考えられます。

先行事例においては、申し込みがあった福祉施設・支援団体等との事前打合せの際に、対象となる利用者を抽出し、本制度の利用も促すことで、カードの発行不備を予め回避し、利用者・施設・自治体の負担軽減に繋げている事例（事例②）も見られており、今後の出張申請受付・申請サポート等の取組に際しても、ご参考いただきますようお願いいたします。

（４）福祉施設等における出張申請受付及び申請サポートに要する施設・支援団体の事務負担に対する支援の充実

福祉施設等の利用者のマイナンバーカード取得に対する施設側の事務負担については、施設・支援団体等による申請サポートや代理交付によるカードの受取りに対して、市区町村が報償費を支払う場合や市区町村が施設・支援団体等に委託する場合において、当該経費について、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象（上限2,000円/件）としておりますが、今般、参考資料1のとおり、その上限を上げた（4,000円/件）ところです。また、市区町村による出張申請受付を希望する施設において、当該出張申請受付に際して、施設で発生する事務に対して、市区町村が報償費を支払う場合等についても、同様にマイナンバーカード交付事務費補助金の対象としております。市区町村においては、これらの支援内容の積極的な周知及びその活用を検討いただきますようお願いいたします。

なお、これらの運用にあたっては、市区町村の広報紙やHP等にて報償費等についても積極的な周知を図った上で、申し込みがあった福祉施設・支援団体等と事前に打合せを行い、報償費等の利用も促している事例（事例④・⑤）も見られており、今後の出張申請受付・申請サポート等の取組の促進にあたっても、ご参考いただきますようお願いいたします。

2 社会保障・税番号制度担当部局と福祉担当部局との連携による福祉施設・支援団体等に対する出張申請受付の積極的な推進について

（1）福祉施設・支援団体等の出張申請受付の希望に係る調査について

厚生労働省では、福祉施設・支援団体等に対して、出張申請受付の希望に係る調査を参考資料2のとおり定期的に実施しており、当該調査の結果については、総務省より各都道府県を経由して、各市区町村に対して情報提供を行っております。

各市区町村におかれては、マニュアルに記載の内容及び1の内容も参考にしつつ、当該調査結果において、出張申請受付を希望する福祉施設・支援団体等に連絡し、日程等を調整するなど、引き続き具体的な実施に向けた対応をお願いいたします。

（2）福祉施設・支援団体等における出張申請受付の希望の掘り起こしの実施について

①市区町村担当部局への依頼事項につきまして

これまでに福祉施設等に対する出張申請受付の実績がない市区町村においては、域内の施設・支援団体等に対して、あらためてマイナ保険証の利用のメリット並びにマニュアルに記載の内容及び1の内容等の周知を図るとともに、社会保障・税番号制度担当部局と福祉担当部局とが連携して、出張申請受付の希望調査や個別に実施案内を行うなど、希望の掘り起こしを積極的に行った上で、出張申請受付を実施いただきますようお願いいたします。また、所在する福祉施設・支援団体等から出張申請の依頼や相談があった場合は、必要に応じて福祉担当部局に相談や同行を依頼する等の連携を通じて、出張申請受付の円滑な実施についてもご検討いただきますようお願いいたします。

②都道府県担当部局への依頼事項につきまして

各都道府県におかれては、先行事例（事例⑥～⑬）も参考に、市区町村における出張申請受付の取組を積極的に支援するとともに、参考資料3のとおり「マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告等について」（令和6年4月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長総行マ第39号）により毎月報告いただいている「別添様式① 申請促進等の取組状況」の報告内容を踏まえ、例えば直近数ヶ月で社会福祉施設等へのお出張申請受付の実績のない市区町村や（1）の調査結果において出張申請受付の希望がない福祉施設・支援団体等に対しては、社会保障・税番号制度担当部局と福祉担当部局とが連携して、1の内容も参考に重点的に周知や助言を行う等、市区町村による出張申請受付の取組促進及び施設・支援団体等の希望の掘り起こしについて、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県福祉担当部局におかれては、市区町村から福祉施設等に対して出張申請受付の希望調査や実施案内等があった場合、積極的に応じていただけるよう、管内の福祉施設等に周知することについて、ご協力をお願いいたします。

（3）行政書士等への業務委託によるマイナンバーカードの申請サポートの積極的な活用について

マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得していただくため、市区町村と民間事業者等との契約により、カードの取得に支援が必要な方に対する民間事業者等による申請サポート等を推進してきたところです。また、市区町村と各都道府県行政書士会との契約により、これらの者に対する申請サポート等によるカードの受取りを行政書士に業務委託できるようにする枠組みを用意しているところであり、今般、参考資料4のとおり、支援内容の拡充を図ったところです（令和5年9月25日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長総行マ第119号。令和6年9月30日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長総行マ第93号）。

先行事例においては、行政書士による福祉施設等の利用者についての代理申請・代理受取り及び個人宅への訪問申請支援・訪問交付を行う事例（事例⑭）も見られており、これらの取組は市区町村及び福祉施設・支援団体等における事務負担の軽減に繋がるものと考えられることから、各市区町村においては、行政書士や民間事業者への業務委託による申請サポートの活用について、積極的に推進いただきますよう都道府県から適切な周知をお願いいたします。

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
担 当：中野補佐、康乗係長、坪田事務官
電 話：03-5253-5366（直通）
メール：juki@soumu.go.jp

厚生労働省保険局医療介護連携政策保険データ企画室
担 当：小菅、田中、高内
電 話：03-3595-2174（直通）
メール：suisin@mhlw.go.jp

別添

[illegible]

顔認証マイナンバーカードを推奨した出張申請受付の事例

自治体において、病院や社会福祉施設での出張申請受付など、窓口への来庁が困難な方に対する申請促進活動を実施する際に、顔認証マイナンバーカードについて広報紙を通じて積極的に案内を実施。

① 顔認証マイナンバーカードを推奨した出張申請受付の実施（山形県大江町）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、町内の社会福祉施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 町の広報紙やホームページで出張申請受付を実施する旨や顔認証マイナンバーカードについて周知したところ、入所者の顔認証マイナンバーカードの交付申請を希望する施設から申込みがあった。
- ▶ 希望があった施設の職員と、日程や申請者リスト、本人確認書類等の準備物について打合せを実施した上で、2日間にわたって町職員が訪問。
- ▶ 当日は写真撮影等を行った上で申請受付をし、完成したカードは、申請者宛てに郵送する。



出張申請受付の様子

お知らせ

Information

暗証番号の設定が不要な
マイナンバーカード申請について

暗証番号の管理が不安な方もマイナンバーカードをお持ちいただけるように、暗証番号の設定が不要なカード（顔認証マイナンバーカード）の申請ができるようになりました。

このカードは、医療機関窓口などでの顔認証システムを利用した保険証としての利用や、顔写真付きの本人確認書類としての利用が可能です（暗証番号入力が必要なコンビニでの住民票などの交付やマイナポータル閲覧などには利用できません）。すでにマイナンバーカードをお持ちの方も、顔認証マイナンバーカードに切り替えることができますので、ご希望の際はお問い合わせください。

☎ 税務町民課 戸籍年金係
（62）2113

広報紙

顔写真特例審査の活用の事例

社会福祉施設での出張申請受付において、申請者(施設入居者)が障害を有しており、適切な規格の写真が撮影できないため、顔写真特例審査を積極的に活用。

②社会福祉施設での出張申請受付における顔写真特例審査の活用（北海道恵庭市）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、社会福祉施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 施設の方から、入所者のカード取得や管理について相談があった際に、顔認証マイナンバーカード及び出張申請受付について案内。顔認証マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録に際し、マイナポータルへのログイン及び健康保険証利用の申込みを市職員が代行することについての同意書を事前に作成いただき（自署が難しい場合は施設職員が代筆の上、申請者が押印）、市職員が訪問。
- ▶ 申請者は知的障害がある方がほとんどであり、写真撮影時に正面を向くことができない方が多数であったが、顔写真特例審査を積極的に活用し（市職員がマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡の上で）申請書を機構に送付した。
- ▶ 完成したカードは、顔認証マイナンバーカードの設定及び健康保険証利用登録を行った上で、市職員が再び施設を訪問して交付した。

チラシ

市職員がサポート
**マイナンバーカード
申請受付会開催!!**

この機会にぜひご利用ください！

恵庭市では、マイナンバーカードの交付申請や受取手続きが困難な方を支援するため、市職員が福祉施設等へ赴き、写真撮影や本人確認、暗証番号換かりを行い、完成したカードを簡易書留等でご自宅に郵送する「マイナンバーカード福祉施設出張申請支援」の受付を行っています。

手続きは簡単 3ステップ！

- 1 施設で担当者様と日程や参加者の調整
- 2 市職員が来て写真撮影、申請支援
- 3 カードを郵送で受取

暗証番号の管理が不安…

暗証番号がわからない顔認証マイナンバーカードが始めました！

顔認証マイナンバーカードとは、暗証番号の管理に不安のある方のために暗証番号を不要とし、健康保険証（マイナ保険証）としてのみ利用できるカードです。

ご希望の場合は、マイナンバーカード11番時にお伝えください。

（顔認証マイナンバーカードの暗証番号は、4桁または6桁の暗証番号が必須です。）

利用できるサービス	利用できないサービス
・マイナンバーカードでできること ・マイナポータルへのログイン ・マイナ保険証としての利用 ・マイナ保険証としての利用 ・マイナ保険証としての利用	・マイナンバーカードでできないこと ・マイナポータルへのログイン ・マイナ保険証としての利用 ・マイナ保険証としての利用 ・マイナ保険証としての利用

お問合せ 恵庭市役所市民課マイナンバー担当 ☎0123-33-3131（店番1129）
〒069-0192 shi-hi-cityen@hokkaido.jp

当日の様子



施設による申請サポートの実施の事例

介護施設からの希望を受け、施設による申請サポートを実施。また、交付申請者の出頭が困難である場合は、施設長等に対して代理交付を行った。

③施設による申請サポートの実施（北海道函館市）

概要

- ▶ 市内の障がい者支援施設に市職員が直接出向き、写真撮影も含めた出張申請受付を実施。本人確認書類を持参いただいた方には、完成したカードを後日、本人限定受取郵便で郵送。

ポイント

- ▶ 施設職員や親族の方に申請補助を協力いただくことで、よりスムーズな受付が可能。

概要

- ▶ 市内の介護施設からの希望を受け、施設による申請サポートを実施。施設職員等の支援により入所者の顔写真を撮影いただき、オンライン申請を受付。交付申請者の出頭が困難である場合は、必要書類を準備いただき、施設長等に対し代理交付。

ポイント

- ▶ 顔写真付き本人確認書類を所持していない方は、施設長が「個人番号カード顔写真証明書」を作成し、本人確認書類として活用。

個人番号カード顔写真証明書				別紙様式第1
△△△△氏 様				令和 年 月 日
(申請者本人)				申請者本人の 顔写真貼付欄
氏名				
住所				
生年月日	性別	男・女		
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(施設長記載)				
施設名				
施設の住所				
氏名				
電話番号				

顔写真証明書様式

マイナンバーカード交付事務費補助金の活用の事例

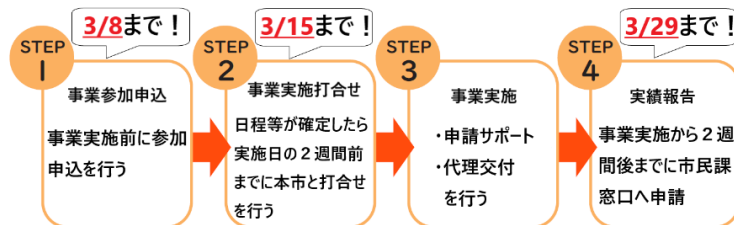
自治体において、社会福祉施設での申請サポート等への謝礼金支払（マイナンバーカード交付事務費補助金対象）を通じた積極的な申請促進活動を実施。

④ 社会福祉施設での申請サポート・代理 交付への謝礼金支払 （群馬県前橋市）

概要

- ▶ 自身での交付申請が困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、市内の高齢者施設等が実施した申請サポート及び代理交付に対し、謝礼金を支払う事業を実施。
- ▶ 市の広報紙やホームページで事業を周知。申込みがあった施設等と事前に打合せを行い、申請サポートや代理交付の実施後に、施設等から実績を報告してもらう。（申込みや打合せをせずに申請サポートや代理交付を実施した場合は、謝礼金支払の対象外となる。）
- ▶ 支払は口座振替とし、実績報告書等の受領後、施設等が指定した口座に入金する。
- ▶ 施設等へ支払う謝礼金については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象である。

事業実施の流れ



⑤ 社会福祉施設での申請サポート・代理 交付への報償費支払 （愛媛県宇和島市）

概要

- ▶ 自身での交付申請が困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、市内の社会福祉施設・支援団体等が実施した申請サポート及び代理交付に対し、報償費を支払う事業を実施。
- ▶ 市のホームページや施設等への電話連絡により事業を周知。申込みがあった施設等と事前に打合せを行い、申請サポートや代理交付の実施後に、施設等から実績を報告してもらう。
- ▶ 支払は口座振替とし、実績報告書等の受領後、施設等が指定した口座に入金する。
- ▶ 施設等へ支払う報償費については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象である。



チラシ

積極的な周知・働きかけの工夫の事例

自治体において、社会福祉施設に対し出張申請受付に関する希望聴取を行い、希望があった施設へ訪問し申請受付を実施。

⑥ 訪問による出張申請受付の希望聴取 (青森県野辺地町)

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な障がいのある方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的に、町内の障害者支援施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 町職員が施設を訪問し、出張申請受付の希望を聴取。希望があった施設において、日程や本人確認書類等の準備物について打合せを実施した上で、町職員が訪問し、申請受付を行う。
- ▶ 完成したカードは、後日、職員が施設を再度訪問し、申請者に対し交付する。



出張申請受付の様子



交付の様子

⑦ 電話による出張申請受付の希望聴取 (愛媛県宇和島市)

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な高齢者にマイナンバーカードを取得していただくことを目的に、市内の介護施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 市内の介護施設に電話をかけ、施設側が入所者や家族に出張申請受付の希望がないか聞き取りを実施。希望があった施設を市の職員が訪問する。
- ▶ 出張時は、顔写真の撮影や申請書の記入をし、申請受付を行う。
- ▶ 完成したカードは、後日、郵便で申請者に対し交付するか、施設職員が窓口に来庁し、代理交付する。

広報チラシ

積極的な周知・働きかけの工夫の事例

自治体から複数自治体への働きかけ・施設側から利用者家族への働きかけといった関係者との連携により、出張申請受付の実施へ繋がった。

⑧施設利用者家族の協力を得て複数市町村共同での出張申請受付の実施（福島県国見町）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、社会福祉施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 町内の施設へマイナンバーカードの出張申請の案内をし、申請受付の利用を勧奨。顔認証マイナンバーカードの導入や健康保険証の廃止の影響もあり、施設から利用者家族に働きかけてくれたことにより、入所者100人以上の申込みがあった。
- ▶ 入所者の中には町外市町村に住民票を置く者もいたが、各市町村担当者へ働きかけ、複数の市町村で協力して出張申請を行うことで合意を得た。担当者間の連絡が密になり、情報共有や事例検討等、担当者同士の交流にもつながった。
- ▶ 事前に施設職員と打合せを行っていたこともあり、当日は施設職員が帯同しながら写真撮影や本人確認等を行い、入所者に負担のない効率的な申請受付が実施できた。



当日の様子

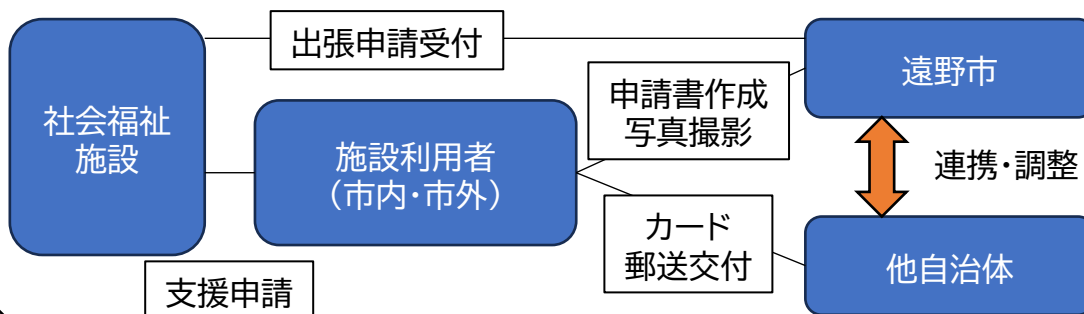
市区町村における出張申請受付の積極的な促進活動の事例

出張申請受付を行う際、住所地市町村以外の申請者についても当該団体(経由地市町村)と連携の上、実施。

⑨施設へ出張申請受付の希望調査及び個別訪問の実施（岩手県遠野市）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、社会福祉施設で出張申請受付を実施。
- ▶ 施設向けに出張申請の希望調査を行い、希望があった施設で実施。（希望しない施設へも個別訪問し、申請促進活動を実施。）
- ▶ 事前に施設から申請者リストを提出いただいたところ、申請者は市内の方23名、市外の方17名であった。9自治体と事前調整を行ったうえで、当日は遠野市職員のみで訪問。
- ▶ 申請受付及び本人確認等を行い、各申請者の住所地市町村に対し、①本人確認書類の写し②暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書③本人確認を行った旨を証する書類を送付。
- ▶ 出来あがったカードは、遠野市の住民分は、再び市職員が施設を訪問し、直接交付。他市町村の住民分は、各市町村が申請者宛て郵送にて交付。



申請受付の様子



申請書作成の様子

他市町村の住民分は手書き申請書を使用したため、撮影した写真をその場でプリントアウトし、申請書に貼り付けた。

カード交付担当課と福祉部門担当課との連携の事例

自治体において、生活保護担当課と連携した出張申請受付や、社会福祉施設や個人宅での出張申請受付など、窓口への来庁が困難な方に対する申請促進活動を実施。

**⑩生活保護担当課と連携した出張申請受付の実施
(北海道北見市)**

概要

- ▶ 生活保護受給者の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向け、**窓口に来庁することが困難な方**にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、**生活保護担当課（保護課）とカード交付担当課（戸籍住民課）が連携し、市内の個人宅で出張申請受付を実施。**
- ▶ **保護課職員が生活保護受給者へカードの申請希望を聴取し、その結果を戸籍住民課に共有。**日程や本人確認書類等の準備物についての打合せは保護課が行った上で（戸籍住民課が事前にレクチャーを行う）、**保護課と戸籍住民課の職員が一緒に希望者宅を訪問。**

- ▶ 当日は写真撮影等を行った上で申請受付をし、**完成したカードは、申請者宛てに郵送**する。

**⑪周知の工夫をした個人宅への申請サポートの実施
(北海道北見市)**

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、個人宅で出張申請サポートを実施。
- ▶ 市の後期高齢担当と連携し、後期高齢者医療保険料額決定通知に個人宅の出張申請サポートの案内チラシを同封した。（6月中旬に送付）
- ▶ その後チラシを見た方から予約の電話が殺到し、通知送付後の約1か月間で50人以上の申請を受付した。
- ▶ 申請した方からは、「病院の受付時にマイナンバーカードありますかと言われることが多く、申請しようと迷っていた時にこのチラシがきたので、申請しようと思った。なかなか市役所に行くのは難しいので、この申請サポートがあって、すごく助かった。」という声が多かった。

「マイナンバーカード」を申請されていない皆さまへ

ご自宅かんたん
マイナンバーカードをつくれまして

市役所に
お伺いいたします！

写真の用意が面倒....
申請方法が分らない....
市役所になかなか行けない....
今の保険証がなくなる前に
カードをつくりたい....

写真撮影が
無料です！

そんなお悩みの方は
この機会にぜひつとめてみませんか？

簡単「3ステップ」

ステップ1
電話申込

ステップ2
希望日時に
希望日割
（お申し込みから
約20日でお手元お届け）

ステップ3
ご自宅に
カードを郵送

※申請書類が「届かない」場合は、
希望日割の日に再度ご来館ください。

令和7年3月21日(金)までの受付に限りです

北見市

チラシ

217

都道府県から市区町村への働きかけの事例

県と市町村が連携した出張申請受付など、積極的な申請促進活動を実施。

⑫働きかけを行う対象の重点化

(新潟県)

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、県と市町村が連携し、福祉施設や公共施設におけるマイナンバーカードの出張申請受付を実施。
- ▶ 県が重点地域を指定し、当該地域において、出張申請受付を実施する旨の周知及び出張申請窓口の設置・運営を事業者へ委託。具体的な会場や日程の調整は県・市町村・委託事業者で実施し、委託事業者と市町村職員が会場に出張。
- ▶ 当日は写真撮影等を行った上で申請受付をし、完成したカードは、申請者宛てに郵送する。



チラシ

⑬ツールを活用した意向調査を踏まえた出張申請受付の実施（徳島県）

概要

- ▶ 窓口に来庁することが困難な方にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、県と市町村が連携し、福祉施設におけるマイナンバーカードの出張申請受付を実施。
- ▶ 県内市町村における出張申請受付に係る一連の業務を県が事業者へ委託。委託事業者が、厚生労働省が提供する介護サービス情報公表システム等を利用して施設を検索し、施設に出張申請受付の実施意向を確認。
- ▶ 希望する施設において、事業者が日程調整等を行い、申請者リストを施設から申請者の住所地市町村に事前に提供した上で、事業者と申請者の住所地市町村職員と一緒に施設を訪問。
- ▶ 当日は写真撮影等を行った上で申請受付をし、完成したカードは、申請者宛てに郵送する。

行政書士への業務委託による申請サポートの積極的な活用の事例

自治体において、行政書士による代理申請・代理受取りや、個人宅への訪問申請支援・訪問交付など、取得困難者に向けた申請促進活動を実施。

⑭行政書士による代理申請・代理受取（大阪府大阪市）

概要

- ▶ **施設等に入所し、マイナンバーカードの申請が困難な生活保護受給者等**について、市の福祉局保護課、行政書士会、各区保健福祉センター、対象施設の**関係機関が連携し、行政書士が代理申請や代理受取りを行う事業を実施。**
- ▶ 申請時は、QRコード付き交付申請書を活用し、（必要に応じて再発行）**行政書士がオンラインで代理申請。**
- ▶ 交付時は、行政書士が顔写真証明書や生活保護適用証明書など出頭困難な疎明資料等の準備を行った上で、**区役所に出向き代理受取りを実施。**
- ▶ 本人確認書類の作成にあたっては、自治体担当課、行政書士会、施設等が連携して対応を行った。

業務フロー図

